

久喜市議会
平成26年第1回臨時会議案

議 案 目 録

議案第 3 2 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 3 3 号	専決処分の承認を求めることについて	3
議案第 3 4 号	専決処分の承認を求めることについて	7
議案第 3 5 号	専決処分の承認を求めることについて	10
報告第 1 号	建設改良費の繰越額の報告について	13

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて

平成25年度久喜市一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 2 6 年 5 月 1 5 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成25年度久喜市一般会計補正予算(第8号)(別冊)

平成26年3月26日

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成26年5月15日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市税条例を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものがあります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市税条例の一部を改正する条例(別紙)

平成26年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二

久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10条の3に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の久喜市税条例(次条において「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第34号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成26年5月15日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、緊急に久喜市都市計画税条例を改正する必要が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

平成26年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し及び同項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第14項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の久喜市都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成26年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。

議案第35号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成26年5月15日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市国民健康保険税条例を改正する必要があると認められたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

平成26年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第20条第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第1号

建設改良費の繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、平成25年度久喜市水道事業会計予算建設改良費の繰越額について、別紙のとおり報告する。

平成26年5月15日提出

久喜市長 田 中 暄 二